

令和5年1月26日(木)

令和4年度 第4回 市川市都市計画審議会

議事録

1. 出席した委員の氏名

西村幸夫会長、

つちや正順委員、清水みな子委員、増田好秀委員、細田伸一委員、

宮本均委員、宇於崎勝也委員、山本俊哉委員、後藤智香子委員、

宮田昌明委員、中村宏委員、岩澤秀明委員

2. 議事日程

議案第1号 市川都市計画道路の変更(市川市決定)について(付議)

報告事項第1号 市川都市計画火葬場の変更(市川市決定)について(報告)

3. 議事詳細

(次ページ以降)

令和4年度第4回都市計画審議会

日時：令和5年1月26日（木）10時00分～

開催方法：オンライン会議

○事務局

それでは定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンライン会議とさせていただきます。

なお、本審議会は、発言者を除き、マイクをミュートにした状態で進行させていただきます。

質疑や異議がある場合は、実際に挙手をしていただき、会長の指名後、マイクのミュートを解除し、ご発言ください。

まず、本日の出席委員数ですが、藤井副会長、松浦委員、石井委員より欠席のご連絡をいただいております。

従いまして、15名の委員のうち、現在12名の委員の方がご出席いただいておりますので、市川市都市計画審議会条例第5条第2項において、会議の開催は委員の半数以上の出席と定めておりますことから、会議の開催が成立しております。

また、本市では、現在新型コロナウイルスの感染リスクを避ける観点から、会議当日の市民等の傍聴を中止とさせていただきます。

このため、市民等への会議公開は、議事録、会議概要を市公式ウェブサイト等に速やかに掲載することとしております。

ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議題でございますが、

議案第1号、市川都市計画道路の変更（市川市決定）について（付議）

報告事項第1号、市川都市計画火葬場の変更（市川市決定）について（報告）

以上の2件でございます。

それでは、西村会長どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（西村会長）

皆さんおはようございます。

それでは令和4年度第4回の市川市都市計画審議会を開催したいと思います。

本日の審議会ですが、市川市審議会等の会議の公開に関する指針に基づきまして、公開するというところでよろしいでしょうか。

【異議なしの声】

ありがとうございます。

それでは公開とさせていただきます。

先ほどの事務局からもありましたように、今日は傍聴が中止ですので、ホームページ上で議事録と議事の概要を公開するということでもあります。

では続きまして、議事録の署名人について、市川市都市計画審議会議事運営要綱の第6条第3項によりまして、私の方から指名させていただきたいと思います。

今回は、増田委員と中村委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは議題に入らせていただきます。

議案第1号市川市都市計画道路の変更(市川市決定)について付議ということですので今日決める必要があります。

それでは、担当より説明をお願いしたいと思います。

○交通計画課主幹

道路交通部交通計画課の白川でございます。

説明の前に資料の訂正がございます。

お手元の「説明資料1」の各ページには上下2つの図を配置しておりますが、その右下に記載してある番号で、27をお開きいただけますでしょうか。

その図のタイトルが、「第二段価一次評価まとめ」となっておりますが、正しくは「第二段階一次評価まとめ」でありますので訂正をお願いいたします。

それでは、市川都市計画道路の変更について、ご説明いたします。

本日のご説明は、これまでの2回の報告と重複するところもあるかと思いますが、ご容赦くださいますようお願いいたします。

事前にお配りした「説明資料」に沿ってご説明してまいります。変更内容を概略お示しした後、都市計画道路の見直し作業についてご説明し、改めて、変更決定内容をご説明する流れを考えております。

今回の市川都市計画道路の変更は、現在計画されている都市計画道路の2つの区間について、廃止をするものです。

1つ目は画面下側の都計道3・4・22号二俣二俣新町線で、終点位置を変更し、延長を短縮するほか、名称変更等を行うものです。

2つ目は、画面上側の都計道3・6・30号市川菅野線で、起点位置を変更し、延長を短縮するものです。

いずれの位置にも市道の現道がございますが、それを廃止するものではありません。

図は、3・4・22号、現在の二俣二俣新町線の廃止区間です。

国道357号から南側を廃止するもので、終点が、国道東行きの端部となります。

図は、3・6・30号市川菅野線の廃止区間です。国道14号から県道市川松戸線までの間を廃止するものです。

つづきまして、変更都市計画の案でございます。
内容につきましては、都市計画道路の見直し作業についてご説明したのち、ご説明いたします。

都市計画道路の見直し作業と都市計画の変更手続きの経過でございます。
本市では、外環道路などが供用開始するのを待ち、令和2年度に見直し作業に着手いたしました。
都市計画道路の見直しの方針につきましては、令和3年11月から12月にかけてウェブ説明会と、パブリックコメントを実施し、昨年2月に方針として決定をいたしました。
今年度に入り、5月に報告を行い、都市計画の変更の手続きに入り、7月に都市計画の案の概要の縦覧と公述の申し出受付を行い、10月の報告の後、11月から12月にかけて案の縦覧と意見書の受付を行いました。

今回の変更は、都市計画道路の見直し作業の結果に基づき行うものでございますので、ここからは、その作業について、ご説明してまいります。

都市計画道路の見直しが必要とされている理由といたしましては、都市計画道路の中には都市計画決定から長期にわたり未整備のものもあり、社会情勢の変化により必要性が変化している可能性があることなどがございます。
見直し方法は、県が策定した「千葉県都市計画道路見直しガイドライン」に基づいて行っております。

市川市の都市計画道路の状況でございます。
42路線約120kmが計画されておりますが、整備済み延長は約6割という状況でございます。
都市計画決定から20年以上経ち、全線未整備の路線が6路線となります。

市全体の都市計画道路はこのようになっております。
北部の状況でございます。
南部の状況でございます。

「見直し作業の手順」でございます。このフローは、県ガイドラインによる検討手順となっております。

見直しの手順は、4つの段階に分かれており、最終的に「廃止する路線」等に候補分けを行います。

第一段階では検討対象路線を選定いたします。
未整備区間を含む路線、および20年以上未着手の路線が対象となりますが、自動車専用道路と、それに併設される一般道は対象外となります。

第一段階の検証の結果、第二段階以降の検討対象路線は18路線となり、北部地域では青い線で示す13路線、南部地域では同じく青色の5路線が検討対象となりました。

次に第二段階の一次評価です。

ここでは、「必要性（機能）の有無」など、a, b, c 3つの観点から、検討をおこないます。

最初の項目である、「a 必要性（機能）の有無」については、都市計画道路としての必要性（機能）を、7つの要素に分け、有無を評価します。

第二段階一次評価で、必要性が認められなかった路線は市内で2箇所ありました。

1つは、3・6・30号市川菅野線の、国道14号から県道市川松戸線の間と、3・4・22号二俣二俣新町線の、国道357号から南の間とでございます。

続いて、第二段階の一次評価の2つ目の観点として、bの、機能代替可能な現道の有無の評価、さらに、3つ目の観点として、cの、整備に係る制約条件等の有無、を3つの要素に分けて、評価いたします。

bの、機能代替可能な現道が有る、と判断した路線は、3・6・30号市川菅野線の、国道14号から県道市川松戸線の間とでございます。

黄色で示しました県道市川松戸線が、機能を代替する現道となっている、と判断いたしました。

南部地域では、ございませんでした。

cの観点の、整備に係る制約条件を持つ、と判断した路線は、2箇所ございました。

まず、3・4・23号田尻二俣線でございます。

この路線は、外環道路の、田尻5丁目北交差点を起点に、東に延びる都市計画道路でございます。

途中、船橋市域、また、原木インターチェンジ南側の交差点を通過いたします。また、整備済み区間を有しております。

原木インターチェンジ南側の交差点は、流入が5方向から発生し、道路構造令に適合しないことから、整備に係る制約条件を、有り、といたしました。

次に、3・6・30号市川菅野線の、国道14号から県道市川松戸線の間とでございます。

この区間は、交差点間の距離が約41m、高低差が約2.1mとなっております。単純にこの間を結ぶと、道路の縦断勾配は、約5パーセントとなりますが、これでは、両端部の交差点取り付け部の勾配が、道路構造令上必要なゆるい勾配となりません。

道路構造令上必要な、緩勾配区間長、ゆるい勾配とすべき区間の長さは、4種1級の道路の場合、道路構造令上40mであり、この区間については交差点間が狭いため、この基準を満たすことができません。このことから、整備に係る制約条件を、有り、といたしました。

第二段階の一次評価によりまして、廃止候補区間は、図に示しました3区間となりました。

次に各路線で考慮すべき事情を検討いたします。

まず、3・4・22号二俣二俣新町線につきましては、湾岸道路への接続という、当初の都市計画決定の目的は、実現しております。

二俣新町地区・東浜地区へのアクセスは、東側に計画された3・1・6号京葉港線により確保されております。

以上のことから、3・4・22号二俣二俣新町線の国道357号以南の区間を、廃止候補区間と判断いたしました。

次に、3・4・23号田尻二俣線についてでございます。

路線自体は、上位計画への位置づけがあり、また、複数の必要性・機能を有していると判断されます。

また、途中にある船橋市区間と、原木インターチェンジ南側の交差点より東側、終点方向は整備済みとなっております。

整備に係る制約条件がある箇所は整備済み区間に挟まれた箇所となっております。

この路線の課題である変則交差点の発生に関しては、複数路線が複雑に関係しており、3・4・13号の事業化に向けた検討と、一体的な検討を行う必要があります。

第二段階二次評価のまとめといたしましては、本路線については、存続候補区間といたしました。

次に、3・6・30号市川菅野線につきましては、一次評価のほか考慮すべき事情がなく、廃止候補路線といたしました。

第三段階では、廃止候補路線となった、2つの区間を廃止した場合の影響を、将来交通量推計により判断いたします。

上下に並んでいる図は、交通量推計から算定した混雑度という指標でのランクを色で示したものでございます。

混雑度は、その道路が流すことができる交通量に対する、実際の交通量、あるいは、設定された交通量の比率でございます。

図右下に、区分の凡例がございますが、混雑度が1未満の場合は、渋滞等がほとんどない状態とされております。

混雑度1以上、1.25未満は、昼間（日中）のうち、ピークの1, 2時間、道路が混雑する可能性があると言われております。

混雑度1.25以上、1.75未満は、ピーク時間を中心に、混雑する時間帯が、加速度的に増加する可能性が高い状態とされております。

混雑度1.75以上は、慢性的な混雑状態とされております。

3・4・22号二俣二俣新町線に関する推計結果は、整備する場合と整備しない場合とで、周辺で、混雑度のランクが悪化する区間は見られませんでした。
このことから、廃止候補区間といたしました。

3・6・30号市川菅野線については、国道14号の一部区間、3・6・30の接続箇所と市川広小路交差点間の区間で、混雑度ランクが青から緑に上昇いたしました。大きな影響はないと判断し、廃止候補区間といたしました。

以上のとおり検討した結果、2路線を廃止候補区間とすることを見直しの方針案といたしました。

この方針案について、ウェブ説明会とパブリックコメントを実施いたしました。
意見の提出は4件ございましたが、いずれも、方針案に係るものではございませんでした。

こうした経緯から、昨年2月にこれら2区間を廃止とすることを、方針として決定いたしました。

変更の計画書案でございます。上段は、現在の二俣二俣新町線です。変更となる項目につきましては、変更前を朱書きで示しております。

この路線につきましては、変更後の終点位置が二俣に変更となります。このことから、起点・終点とも二俣となることから、名称を二俣線に変更いたします。延長は990mとなります。

また、これまで、車線の数が定められておりませんでした。そのような場合、変更等の機会に、車線数を定める必要があることから、「2車線」とするものでございます。

下段は、市川菅野線です。延長が2680mとなります。こちらは、起点地名は変更となりません。この路線も、今回、車線数を定めることとなりました。

また、京成電鉄成田線を現在の名称に変更いたします。

幹線街路との平面交差が、1箇所「減」、となるのは、3・4・21号市川船橋線である国道14号との接続が解消することによるものでございます。

3・4・22号二俣線の計画図です。終点位置が、国道357号東行きの端部となります。総括図では、このような、廃止する区域と、終点の表示となります。

3・6・30号市川菅野線の計画図でございます。起点位置は、県道市川松戸線の東端となります。

総括図では、このような表示となります。

都市計画の案の概要の縦覧と公述の受付は7月に行いました。

結果、縦覧者1名で、公述の申し出はございませんでした。この結果は、審議会へ10月25日にご報告いたしました。

案の縦覧・意見書受付は、11月から12月にかけて行いました。縦覧者・意見書の提出ともにございませでした。

以上の結果、案のとおり都市計画の変更をお諮りするものでございます。

ご承認いただいた場合の今後の予定でございますが、来月、千葉県と、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第3項の規定に基づく協議を行い、3月に決定告示を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西村会長）

はい、ありがとうございました議案第1号の説明が終わりました。
この件に関しまして質疑のある方は挙手をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
物理的に挙手をしていただいても良いですし、手を上げるというリアクションパターンでも構いませんが、よろしいでしょうか。
なければ、この原案の通りに承認するというのでよろしいでしょうか。

【異議なしの声】

はい、ありがとうございました。
それでは、異議がないということで、議案第1号は可決されました。
ありがとうございます。
それでは続きまして、報告事項第1号に移りたいと思います。

それでは、市川都市計画火葬場の変更、市川市決定について報告であります。
これも担当より説明をお願いしたいと思います。
よろしく申し上げます。

○保健医療課新斎場建設担当室長

保健医療課新斎場建設担当室の達と申します。
よろしく申し上げます。
それでは報告第1号、市川都市計画火葬場の変更について説明します。
この案件は、10月開催の第3回都市計画審議会にて都市計画の変更の概要を報告しております。
今回は、案の概要の縦覧と、公述の申出の受付けを行ったことから、その結果と今後の都市計画決定のスケジュールについて報告するものです。
はじめに、変更の概要となります。
左側の都市計画変更手続き区域をご覧ください。

黒線内が現都市計画の範囲、赤線内が変更を拡大する範囲となります。
変更後の全体面積は約2.05ヘクタールとなります。
次に、都市計画の案の概要の縦覧及び公述の申出の受け付け結果となります。
縦覧期間は令和4年11月21日から12月5日、縦覧者は0人、公述の申出はなく、公聴会は開催されませんでした。
このため、案の概要を都市計画の案といたします。
都市計画の案の詳細は、今回送付いたしました資料をご確認ください。
次に、今後のスケジュールとなります。
令和5年3月に案の縦覧、意見書の受け付けを実施した後、7月に付議を行い、9月の決定告示を予定しております。
最後に参考となりますが、建て替えの流れについてご説明します。
右側の斎場建替計画をご覧ください。
現状、工事中、完成時の概ねの配置を示したものです。
新斎場の建て替えは、現斎場を稼働させながら、現在の敷地内で行うこととなりますので、工事中は市民の皆様が安心して故人をお送りできるよう、敷地内に仮設の待合棟及び式場棟を建設する予定となっております。
説明は以上です。

○議長（西村会長）

はいありがとうございます。
この件に関しまして質疑のある方は挙手をお願いしたいと思います。
はい、どうぞ、つちや委員お願いいたします。

○つちや委員

はい、説明ありがとうございます。
私から一点伺いたいのが、工事中の仮設の建物というご説明ありましたが、この工事中に関してやっぱりご高齢の方もいらっしゃるし、この仮設というところでバリアフリー等々を個人的には心配するところなのですが、あと寒さ対策、暑さ対策というところを懸念するところなのですが、現時点で、この仮設に関して、何か課題といいますか、何かあれば教えていただきたいのと、もし課題が見つかった場合の対応、ある場合の対応等々がどうなっているのか伺いたいと思います。

○議長（西村会長）

お願いします。

○保健医療課新斎場建設担当室長

はい。今、委員がおっしゃる通り、高齢化しておりますので、バリアフリーですとかそのあたりは意識しておりますが、現時点で課題と考えている事項はございません。
ただ、今後、詳細な設計等の中で、また詳細な課題等が出れば、適切に対応したいと考えております。
以上です。

○つちや委員

はい、ありがとうございます。

これから仮設ができ上がった時に市民の方々の関心が一気に上がると思うんですね。その時に、いろいろご意見をいただくこともあると思うのですけれども、くれぐれも柔軟に先回りして、今から先回りして、ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（西村会長）

ありがとうございます。

他いかがでしょうか。

はいどうぞ清水委員お願いします。

○清水委員

前回説明を聞いたときに、火葬場が手前の方に来るというように、地図にありましたが、今回は奥のままなのでしょうか。

○議長（西村会長）

どうぞ。

○保健医療課新斎場建設担当室長

はい。今、配置図の方をお出ししますので少々お待ちください。

こちらが今考えております計画図になっております。

これが最終形になるのですが、南側に火葬棟を新設して、北側に式場棟になります。

ですので、現状とは逆になるような形になっております。前回と変更はございません。

○議長（西村会長）

清水委員よろしいでしょうか。

はいどうぞ。

○清水委員

すいません、さっきの説明の図のところ、仮設を建てているときにその奥に「火葬棟」がそのままだったので、変えるのかなと思ったのですが、前回説明した通りっていうことですね。

○議長（西村会長）

どうぞ。

○保健医療課新斎場建設担当室長

はい。前回ご説明した通りで間違いございません。

今、一番右が完成図になっているのですが、そちらでも南側が火葬棟になっております。

○清水委員

はい、ありがとうございます。

○議長（西村会長）

他いかがでしょうか。

一つ確認ですけれども、この今のパワーポイントの資料は我々に送付されてきていませんが、これは取扱注意のために、画像だけで紹介しているということですね。

○保健医療課新斎場建設担当室長

はい。

会長のおっしゃる通りでございます。

○議長（西村会長）

これから公募をするということで、情報の管理のために、手元にないということです。

他いかがでしょうか。

確認ですが、何度かこれ議論しているのですが、今、都市計画決定で拡張しようとしているところは、火葬場の駐車場として使われているので、現実的には面積に変わりはないのですけれども、火葬場を建て替えて規模を大きくする時に建蔽率や容積率の要件等から、都市計画的に敷地の面積を確保しないといけないということで都市計画決定をして、そこまで広げると、そういうことのために今必要だということですよ。

○保健医療課新斎場建設担当室長

はい。

○議長（西村会長）

そういう説明はなかったですけれども、全体としてはそういうことで今やっているということでもあります。

この件に関してまたほか、ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

確認ですが、この後、これはどの段階で付議されて、決定するようなタイミングになるという予定なのでしょうか。

○保健医療課新斎場建設担当室長

はい。これから3月に案の縦覧を行いまして、次回の都市計画審議会令和5年7月の審議会に付議する予定になっております。

その後、千葉県と協議をいたしまして、5年9月の決定告示を見込んでおります。

以上です。

○議長（西村会長）

ありがとうございます。

先ほど、簡単に説明していただいた部分ですが、次回に決めるということです。

何か他にご質問やご意見等ありましたら、よろしいでしょうか。

○後藤委員

ごめんなさい、1点確認させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（西村会長）

はい。どうぞ、後藤委員。

○後藤委員

はいありがとうございます。

今スライドでちらっと見せていただいて、前回もしかして見せていただいたかなとも記憶しているのですが、その施設計画っていうのはもう概ね計画はできているという理解で合っていますでしょうか。

○議長（西村会長）

どうぞ。

○保健医療課新斎場建設担当室長

はい。

市川市が行いました基本計画の中で、概ねの概要的な配置は一度でき上がっております。ただ、前回もご説明した通り、これからDBO方式による事業者を決定しますので、その中で、再度、詳細な設計ですとか、そういったものを進めて参りますので、変更になる可能性はもちろんございます。

○後藤委員

わかりました。

はい、ありがとうございます。

○議長（西村会長）

よろしいでしょうか。

他何かありますでしょうか。

なければこの件に関してはこれで今回の議論は終了したいと思います。

それでは、ここまでで本日の予定が終わりですが、事務局より連絡等がありましたらお願いしたいと思います。

○事務局

はい。

次回の都市計画審議会の日程でございますが、令和5年7月11日火曜日、午前10時からの開催を予定しております。

場所につきましては、未定のため、決まりましたら、またご連絡をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○議長（西村会長）

はい、ありがとうございます。

今回は7月11日火曜日午前10時からということですが。

他よろしいでしょうか。

なければこれで市川市都市計画審議会を閉会したいと思います。

どうもありがとうございました。

【午前 10 時 30 分閉会】